



みんなで取り組む
千葉の教育

県立高等学校再編計画

前期分に係る評価(中間報告)

平成 2 1 年 1 月

千 葉 県 教 育 委 員 会

はじめに

千葉県教育委員会は、平成14年に「県立高等学校再編計画」を策定し、第1～3期の実施プログラムを示して、平成23年度末を目途に、段階的に高校再編を実施していますが、第3期実施プログラムの「付 今後の再編の考え方」で述べているとおり、将来にわたり広く県民から信頼される高校教育を展開することが求められています。このため、公立高校の果たす役割を踏まえ、生徒の学校選択幅の一層の拡大を考慮しつつ、学校の適正規模化や適正配置を含め、引き続き適切な再編を進めていく必要があると認識しています。

また、教育を取り巻く状況は、再編計画を策定した平成14年当時と比べて大きく変化し、県立高校に対する県民の期待や評価も多様になっているため、今後の再編については、再編計画の基本的コンセプトに立ち返って、これまでの成果や現状を十分認識しつつ、さらに私学との協調を視野に入れ、今後の国の動向や県の施策なども踏まえ、時代の要請に柔軟に対応できる内容にする必要があると考えています。

こうしたことから、県教育委員会は、再編計画の成果や現状を把握するため、平成19年に教育に関わりのある有識者等13名の外部委員による県立高等学校再編計画評価委員会を設置し、再編実施校から順次評価を進めているところです。

評価委員会からは、評価の基本的な考え方をはじめ、進め方、手法等について指導や助言を受け、評価の客観性、信頼性を確保しつつ作業を行ってまいりましたが、この度、第1期実施プログラムを中心とする「前期分に係る評価（中間報告）」がまとまりましたので報告いたします。

今後は、中間報告に対する県議会の議論や、教育関係者のみならず広く県民の御意見を伺いながら、これまでの評価方法を踏襲し、基本的コンセプトや再編の方向性等の検証を加え、平成21年度に、「前期分に係る評価（最終報告）」を報告する予定です。

これらの評価を通じ、引き続き適正な高校再編を推進し、地域から信頼され、地域づくりの核となる、魅力ある学校づくりを進めてまいりますので、御支援・御協力をお願いいたします。

平成21年1月21日 千葉県教育委員会

II 県立高等学校再編計画の評価の進め方

1 評価の目的

将来にわたり広く県民から信頼される高校教育を展開するため、県立高等学校再編計画の実施状況及び成果や課題を把握し、より一層魅力ある学校づくりの推進と今後の高校再編計画の策定に資することを目的とする。

2 評価組織及びその役割

県教育委員会は、平成19年10月に、教育に関わりのある有識者等13名の外部委員による県立高等学校再編計画評価委員会を設置し、評価の基本的な考え方、手法、評価方法の妥当性及び評価内容の客観性・正当性等についての助言を求めながら、内部評価を行う。また、評価委員会は、県教育委員会の内部評価について公正な立場から評価するとともに再編計画について独自の評価を加えている。

とりわけ、生徒や保護者の視点からの評価が重要との指摘があったことから、生徒・保護者を対象とするアンケート調査を実施した。

評価委員は、意見交換会や学校視察に参加し、学校や地域の実状を直接把握した。

3 評価区分 [P5参照]

[表：評価区分とスケジュール]に示すように、評価の対象を再編実施年度により、前期と後期に区分し、それぞれについて中間報告と最終報告を行うこととする。

なお、中間報告の公表後に広く県民から意見を募集し、最終報告の作成に資するものとする。

4 評価のスケジュール

- (1) 県立高等学校再編計画・前期分に係る評価（中間報告）【今回】
- (2) 県立高等学校再編計画・前期分に係る評価（最終報告）【平成21年度予定】
- (3) 県立高等学校再編計画・後期分に係る評価（中間報告）【平成25年度予定】
- (4) 県立高等学校再編計画・後期分に係る評価（最終報告）【平成26年度予定】

5 評価の手順

- (1) 県立高等学校再編計画の評価に当たり、その基本的な考え方、進め方、手法等について評価委員会の助言を受けながら計画を立てた。
- (2) 評価委員会から、聞き取り調査、意見交換会、アンケート調査、基本調査等の調査について助言を受け計画・実施した。意見交換会と学校視察には、評価委員が参加した。

- (3) 各調査から、再編実施校ごとの資料を集積した。
- (4) 同資料を「県立高校の統合」・「単位制高校の設置」・「総合学科の設置」・「中高一貫教育校の設置」・「女子校の共学化」・「三部制定時制高校の設置」・「通信制独立校の設置」の再編種別に整理し、「生徒・保護者・地域の声」を加え、再編種ごとの実施状況を把握した。
- (5) これらの資料を基に、評価委員の意見を踏まえながら、「成果と課題」をまとめた。
- (6) 評価委員会は、評価方法等の妥当性・客観性について見守り、調査の結果が評価に適正に反映されたかを公正に判断し、評価方法や再編種別の評価を行った。
- (7) 県教育委員会は、これらを踏まえ「前期分に係る評価（中間報告）」を作成した。

6 調査内容

(1) 聞き取り調査 [資料編P3～参照]

再編実施校を訪問し、校長・教頭及び教務主任等から再編の成果や課題について、聞き取り調査を行った。

(2) 意見交換会 [資料編P8～参照]

再編実施校の所在する地元市町村教育委員会や小・中学校長が高校再編や再編実施校をどのように捉えて、どのような期待を有しているかを把握するため、意見交換会を県内14地域で開催した。（市町村教育委員会及び小中校長会から189名、評価委員延べ25名の参加。市川地区については、市川市教育委員会及び中学校長へのアンケートにより意見聴取を行った。）

なお、意見交換会開催時に、併せて評価委員による再編実施校への学校視察も行った。

(3) アンケート調査 [資料編P14～参照]

再編実施校の生徒に「あなたの高校生活」（6347名）、その保護者に「高校教育に関する意見」（4197名）のアンケート調査を実施し、集計結果についてそれぞれ整理した。（千葉大宮高校については、通信制高校というシステムの違いがあるため別のアンケート調査を実施した。）

(4) 基本調査 [資料編P59～参照]

再編実施校の志願倍率、在籍生徒数、出身中学校・市町村、部活動加入率、進路状況等について、再編実施3年前と平成20年度のデータについて比較できるよう調査した。

VI 県立高等学校再編計画評価委員会

1 会議の経過

会 議	開催日	委員	主な協議内容
第1回	平成19年 10月24日	11名	○県立高等学校再編計画の経緯及び進捗について説明 ○会議の傍聴及び会議録の非公開について ○評価方法等について ・アンケート調査、聞き取り調査、再編校の視察 等
第2回	12月13日	10名	○第1期実施校、アンケート調査について ・対象校、質問項目、実施に関する今後の予定 ○聞き取り調査について ・実施対象、実施目的、調査項目
第3回	平成20年 3月21日	12名	○第1期実施校、アンケート調査について ・実施概要、集計結果 → 分析 ○意見交換会について ○インターネットアンケート調査結果について → 結果公表(3/13) アンケート調査協力員866名中 162名回答(18.7%)
第4回	6月5日	10名	○第1期実施校、アンケート調査集計結果について ○通信制高校、アンケート調査集計結果について ○第1期実施校、聞き取り調査について ○評価の進め方について ○意見交換会について ○会議要旨公開について
第5回	9月9日	8名	○評価作業の進捗状況及び結果について ○評価第1期プログラム分(イメージ案)について
第6回	10月16日	7名	○中間報告(案)について ・評価の区分、名称、スケジュール等
第7回	11月17日	10名	○前期分に係る評価(中間報告)について ○今後の評価について

3 設置要綱

平成 19 年 9 月 25 日

教改第 50 号 教育長決裁

県立高等学校再編計画評価委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 県立高等学校再編計画の実施校について、実態を調査し、高校再編の評価を行い、より一層魅力ある学校づくりの推進と今後の高等学校再編計画の策定に資するため、県立高等学校再編計画評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(委員)

第 2 条 評価委員会は、委員 13 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるものの内から千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育長が認めた者

3 委員の任期は、2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第 3 条 評価委員会は、必要に応じ教育長が招集する。

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長はその議長となる。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員長は、評価委員会を統括し、副委員長は、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長が必要と認めるときは、評価委員会に諮り、関係者に対しその出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 評価委員会の庶務は、教育庁企画管理部県立学校改革推進課において処理する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。